

茨城県報

第7301号

昭和59年11月29日

木曜日

目次

告 示

	ページ
●国民健康保険療養取扱機関の申出の受理(医療福祉課).....	1
●救急告示病院の指定(医療整備課).....	2
●道路の区域変更(4件)(道路維持課).....	2
●道路の供用開始(4件)(").....	4
●水戸勝田都市計画勝田土地区画整理事業の事業計画の変更(都市計画課).....	6
●土地区画整理組合の解散認可(").....	7
●土地改良法に基づく換地処分(土地改良事務所).....	7
●土地改良区役員の就退任(").....	7

公 告

●県営土地改良事業計画(農地管理課).....	9
●都市計画面の縦覧(4件)(都市計画課).....	9
●建築許可に関する聴聞(建築指導課).....	11
●開発行為の工事完了(").....	12
●道路位置の指定(").....	12

正 誤

●昭和59年11月19日付け茨城県報第7298号中.....	13
--------------------------------	----

告 示

茨城県告示第1437号

次の者からの国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第37条第1項の規定による療養取扱機関の申出及び同条第5項の規定による他の都道府県の療養の給付を取り扱う旨の申出は受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和33年政令第363号)第1条第1項及び第2項の規定により告示する。

昭和59年11月29日

茨城県知事 竹内藤男

機関番号	申出受理年月日	療養取扱機関名	開設者名	所在地	37条5項受理年月日	申出範囲
0321307	59.11.1	小林医院	小林敏郎	土浦市神立町五十砂4011-183	59.11.1	全国
1310036	"	日立製作所 東海佐和診療所	久保田 峻	勝田市大字稲田1410	"	"

1320597	"	北水会勝田病院	仙波 宗	" 笹野町 1-3-1	"	"
0630380	"	海老沢歯科医院	海老沢 俊郎	下館市大字西方 1775-9	"	"
3730310	59.10.9	大森歯科医院	大森 庸	行方郡牛堀町牛 堀字根切424-1	59.10.9	"
3830599	59.11.1	深沢歯科	深沢 弘明	稲敷郡牛久町牛 久654-84	59.11.1	"
4030496	59.10.19	川崎歯科医院	川崎 泰	筑波郡谷田部町 谷田部6025-4	59.10.19	"
4330474	59.11.1	鈴木歯科医院	鈴木 正一	猿島郡総和町女 沼東原313-6	59.11.1	"
4430308	"	太子堂歯科医院	杉山 哲夫	北相馬郡利根町 布川太子堂 3244-3	"	"
4040162	"	千現薬局	和田 瑠璃	筑波郡谷田部町 二の宮 2-17-9	"	"

茨城県告示第1438号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条の規定に基づき、次の医療機関を救急病院として認定した。

昭和59年11月29日

茨城県知事 竹内 藤 男

名 称	所 在 地
内田胃腸科外科病院	守谷町北園 1630-1
北水会勝田病院	勝田市笹野町 1-3-1

茨城県告示第1439号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和59年11月29日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和59年11月29日

茨城県知事 竹内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 茨城鹿島線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要	
鹿島郡銚田町大字銚田字宮下 1675番3地先から	旧	最大 <small>メートル</small> 18.20	92.00		
		最小 8.20			
同郡 同町 大字畑田字川崎 291番1地先まで	新	最大 18.20	92.00		迂回路設置による区 域変更
		最小 8.60			
		最大 18.20	106.40		
		最小 8.00			

茨城県告示第1440号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和59年11月29日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和59年11月29日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 水戸銚田佐原線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
鹿島郡銚田町大字銚田字中根 1264番イ地先から	旧	最大 <small>メートル</small> 28.00	2,322.60	
		最小 6.00		
同郡 同町 大字串挽字新道 888番地先まで		最大 56.00	1,512.00	
		最小 17.00		
同郡 同町 大字塔ヶ崎字古川 1016番1地先から	新	最大 28.00	2,399.00	終点部分の延長によ る区域変更
		最小 6.00		
同郡 同町 大字串挽字柳町 347番5まで		最大 47.50	1,521.24	
		最小 16.20		

茨城県告示第1441号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和59年11月29日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和59年11月29日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
 2 路線名 小川鉾田線
 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
鹿島郡鉾田町大字塔ヶ崎字塙下 1072番2から	旧	メートル 最大 10.00 最小 9.60	メートル 135.00	
同郡 同町 同大字 字吉川 991番3まで	新	最大 13.10 最小 9.60	135.00	県道水戸鉾田佐原線の道路改良工事に伴う拡幅による区域変更

茨城県告示第1442号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、昭和59年11月29日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和59年11月29日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
 2 路線名 島並鉾田線
 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
鹿島郡鉾田町大字串挽後山 880番地先から 同郡 同町 同大字 同字 888番地先まで	旧	メートル 最大 8.00 最小 6.00	メートル 67.00	
鹿島郡鉾田町大字串挽隠居田 787番1地先から 同郡 同町 同大字 字矢口424番2まで	新	最大 23.00 最小 10.90	110.00	県道水戸鉾田佐原線の道路改良工事に伴う拡幅による区域変更

茨城県告示第1443号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、昭和59年11月29日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和59年11月29日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道茨城鹿島線
- 2 供用開始の区間
鹿島郡銚田町大字銚田字宮下1675番3地先から
同郡 同町 大字畑田字川崎291番1地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和59年11月29日

茨城県告示第1444号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和59年11月29日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和59年11月29日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道水戸銚田佐原線
- 2 供用開始の区間
鹿島郡銚田町大字塔ヶ崎字古川1013番3から
同郡 同町 大字串挽字柳町347番5まで
- 3 供用開始の期日 昭和59年11月29日

茨城県告示第1445号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和59年11月29日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和59年11月29日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道小川銚田線
- 2 供用開始の区間
鹿島郡銚田町大字塔ヶ崎字塙下1072番2から
同郡 同町 同大字 字吉川991番3まで
- 3 供用開始の期日 昭和59年11月29日

茨城県告示第1446号

道路法（昭和27年法律第180号第）18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和59年11月29日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和59年11月29日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道島並鉾田線
- 2 供用開始の区間
鹿島郡鉾田町大字串挽字隠居田787番1地先から
同郡 同町 同大字 字矢口424番2まで
- 3 供用開始の期日 昭和59年11月29日

茨城県告示第1447号

都市計画法施行法（昭和43年法律第101号）第36条第1項の規定に基づき、同法第35条の規定による改正前の土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第10項において準用する同条第7項の規定に基づき水戸勝田都市計画勝田土地区画整理事業の事業計画の変更については、次のとおり認可した。

昭和59年11月29日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 土地区画整理事業の名称
水戸・勝田都市計画勝田土地区画整理事業
- 2 施行者の名称 勝田市
- 3 施行地区
第 1 工 区 勝田市共栄町、元町、神明町、中央町、表町、泉町、石川町、青葉町、春日町、大成町の各全部
第 2 工 区 勝田市大字勝倉字大平の一部
第 3 工 区 勝田市長堀町1丁目の全部、長堀町2丁目、長堀町3丁目、松戸町1丁目の各一部
第 4 工 区 勝田市本町、中原町、大字武田字中新句、後久保の各全部、大字武田字東割、上新句、大塚前、長堀、下屋敷、大字堀口字中原、長久保、向坪の各一部
第 5 工 区 勝田市東石川1丁目、2丁目、3丁目の各全部、中央町、石川町、青葉町、大成町の各一部
- 4 事務所の所在地 勝田市大字東石川1370番地
- 5 事業計画の認可の年月日
昭和19年4月23日
- 6 変更の主な内容 第2工区 資金計画及び年度延長による変更
第4工区 公園の一部を変更
- 7 事業計画の変更認可の年月日
昭和59年11月29日

茨城県告示第1448号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第4項の規定により和銅土地区画整理組合の解散について認可したから告示する。

昭和59年11月29日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1449号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、県営土地改良事業金砂郷中部地区第1工区に係る換地処分をした。

昭和59年11月29日

茨城県常陸太田土地改良事務所長 黒 川 富 雄

茨城県告示第1450号

竜ヶ崎市川原代町2640番地の1に事務所を置く牛久沼土地改良区から、次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があつたので、同条第17項の規定により公示する。

昭和59年11月29日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 高 橋 直

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
竜ヶ崎市大徳町2518	理 事	大 野 幸 喜	
” 川原代町5868	”	鴻 巣 栄 治	
” ” 387	”	石 川 誠	
” 佐貫町317	”	野 口 良 夫	
” 馴馬町2266	”	宮 本 平	
” 佐貫町450	”	宮 本 清三郎	
” 7528	”	岩 井 一 二	
” 5108	”	飯 塚 富 藏	
” 4576	”	国 松 正 尾	
” 4744	”	石 山 喜 助	
” 宮淵町26	”	豊 崎 初 男	
” 大徳町130の1	”	宮 本 朝之助	
” ” 326の1	”	関 口 好 平	
稲敷郡河内村大字生板5241	”	大 野 隆 一	

竜ヶ崎市川原代町2852の1	監 事	酒 井 金次郎
" 南中島町360	"	中 嶋 清 逸
" 7419	"	増 田 栄 治
" 3391	"	風 見 孝
" 大徳町370	"	足 立 清一郎
稲敷郡河内村大字生板5153	"	石 山 正 男

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
竜ヶ崎市大徳町2518	理 事	大 野 幸 喜	
" 川原代町5868	"	鴻 巣 栄 治	
" " 387	"	石 川 誠	
" 馴馬町4167	"	鴻 巣 光 男	
" 川原代町6284	"	広 田 俊 輔	
" 佐貫町317	"	野 口 良 夫	
" 5108	"	飯 塚 富 蔵	
" 4744	"	石 山 喜 助	
" 馴馬町601の6	"	磯 貝 光 市	
" 4576	"	国 松 正 尾	
" 大徳町326の1	"	関 口 好 平	
" 宮淵町26	"	豊 崎 初 男	
" 大徳町130の1	"	宮 本 朝之助	
稲敷郡河内村大字生板5241	"	大 野 隆 一	
竜ヶ崎市川原代町1049	監 事	飯 岡 邦 雄	
" 南中島360	"	中 嶋 清 逸	
" 須藤堀町908	"	渡 辺 治	
" 7419	"	増 田 栄 治	
" 宮淵町463	"	大 越 林之助	
" 大徳町6060	"	関 口 三代治	
稲敷郡河内村大字生板6035	"	土 井 邦 久	

公 告

●県営土地改良事業計画

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営下石崎地区土地改良事業（農業用排水）につき計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和59年11月29日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

県営下石崎地区土地改良事業（農業用排水）計画書写し

2 縦覧期間 昭和59年11月29日から昭和59年12月19日まで

3 縦覧場所 茨城町役場

●都市計画案の縦覧

水海道都市計画公園を変更する必要があるため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について意見のある方は、縦覧期間満了の日までに茨城県知事あて、意見書を提出することができます。

昭和59年11月29日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 都市計画を変更する土地の区域

谷和原村大字小絹字大谷津，西下宿の各一部

〃 大字筒戸字諏訪の一部

2 都市計画の案の縦覧場所

(1) 茨城県土木部都市計画課

(2) 谷和原村役場

3 縦覧期間 昭和59年11月30日から昭和59年12月13日まで

下館・結城都市計画道路を変更する必要があるため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について意見のある方は、縦覧期間満了の日までに茨城県知事あて、意見書を提出することができます。

昭和59年11月29日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 都市計画を変更する土地の区域

3・3・12 谷部・辻線

下館市大字谷部字堀中の一部

大字中館字狭間下, 字上根田, 字本田, 字中田, 字八反田, 字直橋, 字下根田の各一部

大字野殿字野殿, 字本殿屋敷の各一部

大字下野殿字葭添, 字下野殿の各一部

大字嘉家佐和字嘉家佐和, 字小釜, 字中瀬, 字南戸, 字天ヶ島の各一部

関城町大字井上字上町田, 字下町田, 字高田の各一部

大字辻字川窪西, 字平川島, 字塚田, 字新道の各一部

3・4・6 下館駅南線

下館市大字西榎生字浅間の一部

大字野殿字野殿, 字道下, 字根田の各一部

3・4・49 玉戸・鎌田線

下館市大字玉戸字東田, 字小明部, 字北明部, 字根ノ下, 字古屋敷, 字北新田の各一部

大字飯島字玉戸道東, 字下寺崎の各一部

大字西方字盛川, 字前定, 字浜田, 字吉田の各一部

大字一本松字谷原, 字元田, 字一本松, 字吉田, 字八幡台の各一部

大字二木成字鎌田の一部

3・4・50 谷部・小川線

下館市大字谷部字堀中, 字南, 字北の各一部

大字石塔字前田, 字西裏, 字石塔の各一部

大字子思儀字子思儀の一部

大字小埜字北の一部

大字森添島字東宿, 字南宿, 字前屋敷, 字下原, 字井沼の各一部

大字西山田字街道南, 字南田の各一部

大字大谷字清太郎, 字堀込の各一部

大字下江連字東田, 字谷路毛, 字東浦, 字屋敷, 字前原, 字新田, 字南原の各一部

大字小川字五所館, 字五所館前, 字大堀西, 字柿木, 字混気, 字中道, 字権現, 字奥平浦, 字本田, 字弘化山, 字前原の各一部

2 都市計画の案の縦覧場所

(1) 茨城県土木部都市計画課

(2) 下館市役所, 関城町役場

3 縦覧期間 昭和59年11月30日から昭和59年12月13日まで



美野里都市計画公園を変更する必要があるが生じたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について意見のある方は、縦覧期間満了の日までに茨城県知事あて、意見書を提出することができます。

昭和59年11月29日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 都市計画を変更する土地の区域
東茨城郡美野里町大字中台字市道、字西田、字権現台、字権現堂
- 2 都市計画の案の縦覧場所
 - (1) 茨城県土木部都市計画課
 - (2) 美野里町役場
- 3 縦 覧 期 間 昭和59年11月30日から昭和59年12月13日まで

高萩都市計画道路を変更する必要があるが生じたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について意見のある方は、縦覧期間満了の日までに茨城県知事あて、意見書を提出することができます。

昭和59年11月29日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 都市計画を変更する土地の区域
3・3・10号 高戸上手綱線
高萩市大字高戸字荒崎、字樋口、字権現前、字鍋田、字天南堂、字ヤワコ田
- 2 都市計画の案の縦覧場所
 - (1) 茨城県土木部都市計画課
 - (2) 高萩市役所
- 3 縦 覧 期 間 昭和59年11月30日から昭和59年12月13日まで

●建築許可に関する聴聞

建築基準法(昭和25年法律第201号)第48条第9項の規定に基づき次のとおり聴聞を行います。

昭和59年11月29日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 聴 聞 期 日 昭和59年12月3日 午前10時

- 2 聴 聞 場 所 那珂郡瓜連町大字平野1800—1
- 3 聴 聞 事 項 第一種住居専用地域内において次の建築物の許可に関する事。
汚水処理施設の新築
- 4 申請者住所氏名 水戸市大町3—4—36
茨城県住宅供給公社 理事長 竹 内 精 一
- 5 建築物構造規模 鋼筋コンクリート造平家建 新築
申請延面積66.26㎡
- 6 敷 地 面 積 4,100㎡
- 7 原 動 機 新設38.2KW
- 8 建築物の位置 那珂郡瓜連町大字平野1800—1

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和59年11月29日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
鹿島郡波崎町字西内6488番—1, 6489番—1, 6491番, 6492番, 6496番, 6497番—2, 6498番—1及び6499番
- 2 事業主の住所及び氏名
東京都世田谷区上馬4丁目35番9号
株式会社一六商事
代表取締役 黒 木 清 己

●道路位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和59年11月29日

茨城県知事 竹 内 藤 男

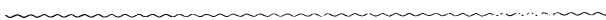
指定番号	指 定 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
境土木指令 第550号	59.11.17	(有)茨城ハ ウジング (代)野本茂光	猿島郡三和町大 字東山田4035— 6	猿島郡三和町大字駒込 字屋敷922—27	メートル 6.00	メートル 50.27
" 第551号	"	山陽住宅(株) (代) 川戸 伍	東京都杉並区高 円寺南4丁目26 番19—305号	" " 大字諸川 字手水添891—3, 4の 一部	4.00	34.75

” 第552号	”	秋山 嘉隆	猿島郡総和町 大字磯部15	” 総和町大字磯部 字天王南15-3	4.00	34.00
------------	---	-------	------------------	-----------------------	------	-------

正 誤

●昭和59年11月19日付け茨城県報第7298号中次のとおり誤りがあつたので訂正する。

ページ	行	誤	正
9	上から7	1/2500	1/25000



★ 県政の総覧 ～ 県民の六法 ★

＝ 茨 城 県 報 ＝

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知つてもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部総務課までお申し込み下さい。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1ヵ月）
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 2,000 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所